第2回栃木県指定廃棄物処理促進市町村長会議 平成25年5月27日(月)

事務局:これから第2回栃木県指定廃棄物処理促進市町村長会議を開催いたします。本日、 事務局を務めさせていただきます環境省廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム の高澤でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、開会に当たりまして井上環境副大臣よりご挨拶申し上げます。

井上副大臣:環境副大臣の井上でございます。本日はお忙しい中、栃木県指定廃棄物処理 促進市町村長会議にご出席をいただきまして大変ありがとうございます。

各市町におかれましては、指定廃棄物の保管に尽力をいただき、重ねて感謝を申し上げます。また、最終処分場の確保につきましては、皆様に大変ご心配をかけております。栃木県ではご承知のように4月5日に第1回の市町村長会議を開催させていただき、最終処分場の安全性や候補地の選定に係る基本的な考え方などについて、市町長の皆様に大変熱心にご議論をいただき、心から感謝を申し上げます。また、前回の市町村長会議の後に、県が市町長の皆様方のご意見を取りまとめて環境省にもお伝えをいただき、5月14日には県主催で県内の指定廃棄物保管状況について市町長の現地視察を行う機会を設けていただき、さらに5月17日には県主催で副市町長会議を開催をしていただくなど、福田知事のリーダーシップのもとで、県と各市町が協力をして指定廃棄物の問題に積極的に取り組んでいただいておられることについて心から感謝を申し上げます。

本日の会議は、栃木県の指定廃棄物の処理に向けて非常に重要な会議であると考えております。おかげさまで5月21日には4回の議論を経まして、有識者会議において評価項目や基準案等についてご了承をいただくことができました。本日は皆様からのご意見に対する私どもの回答とあわせまして、この有識者会議の案についても皆様から積極的なご意見を多く賜りたいと考えております。

最終処分場の候補地の選定につきましては、さまざまなご意見があると存じますけれ ども、地元の皆様のご理解とご協力がなければ最終処分場を設置することはできません。 また、保管場所の現地視察でおわかりのように保管状況は大変に逼迫をしております。

今後も栃木県の協力を得ながら市町村長会議の開催を通じて丁寧に手順を踏みつつ、着 実に前進できるように取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。 事務局:続きまして、福田栃木県知事からご挨拶お願いいたします。

福田知事:皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、市町長の皆様方にはご出席をいただき まして、まことにありがとうございます。また、井上環境副大臣、秋野環境大臣政務官に は国会会期中にもかかわらず、こうして本県においでいただきましたこと、御礼を申し上

さて、先日の市町長による指定廃棄物保管状況の現地調査には全市町からご参加をいた

だきまして、まことにありがとうございました。県内各地で指定廃棄物の保管に苦慮して

いる状況を直接ごらんいただいたことで、一日でも早く指定廃棄物を安全に処理していく

ことが県全体の共通課題であるとの認識をお持ちいただけたのではないかと考えておりま

す。また、市町村長会議で十分な議論が尽くせるよう事前に論点を整理するため、副市町

長会議を開催していただきました。本日の会議における論点につきましても既にお聞きい

ただいていると思いますけれども、有意義な議論が行われることを期待したいと思います。

本日は、前回の市町村長会議で論点となりました基本方針、風評被害対策等につきまし

て国からしっかりと回答をお聞きしたいと考えております。また、21日の国の有識者会

議で議論されました候補地選定の手順等について説明をもらい、その上で大局的な見地か

ら実のある意見交換等が行われますことを期待するものであります。よろしくお願いいた

します。

げます。

事務局:それでは、ここで本日の出席者をご紹介いたします。まず、栃木県からはただい

まご挨拶をいただきました福田県知事をはじめ佐藤副知事、櫻井環境森林部長にご出席い

ただいております。次に、環境省からの出席でございますが、先ほどご挨拶いただきまし

た井上環境副大臣でございます。

井上副大臣:よろしくお願いします。

事務局:秋野環境大臣政務官でございます。

秋野政務官:よろしくお願いします。

2

事務局:梶原廃棄物・リサイクル対策部長でございます。

それでは、本日の配付資料について確認をさせていただきます。一番上の議事次第の下のところに配付資料の一覧等をつけておりまして、一番上は議事次第でございまして、その下が出席者名簿、その裏が座席表となっております。資料1、各市町からのご意見等とその対応の方向性についてというものと、その後ろの別紙1以降は左とじの資料で一括してとじさせていただいております。その次が資料の2-1の資料でございます。資料の2-2も別紙で一括でとじております。その後ろの資料3が今後の当面のスケジュールについてでございます。最後に、栃木県から保管状況についての資料をいただいております。本日の資料は以上でございます。配付漏れ等がございましたら、事務局までお知らせいただければと存じます。

本日、ご出席いただいております各市町長の皆様のお名前につきましては、お配りしている名簿の記載のとおりでございます。大変恐縮ではございますが、時間の都合上、改めての紹介は割愛させていただきますので、ご了承願います。

なお、本日の会議ではマスコミも同席可能としております。ここでマスコミの方々にお願い申し上げます。この後のカメラ撮りはご遠慮いただきますよう、よろしくお願いいたします。また、次第につきましては、円滑な進行のご協力をお願い申し上げます。では、カメラここから済みません、ご退出お願いします。

ここからの議事進行は秋野政務官が務めさせていただきます。それでは、秋野政務官、 よろしくお願いいたします。

秋野政務官:大変ご苦労さまでございます。本会議の進行役を務めさせていただきます秋 野です。よろしくお願いしたいと思います。

本日の進め方でございますが、議事に先立ちまして栃木県における指定廃棄物の保管状況につきまして5月14日に県主催による現地視察が行われましたので、まず、県からその状況についてご報告をいただきたいと思います。その後、議事に入りまして議題1、各市町からのご意見等に対する回答について、議題2、指定廃棄物処分等有識者会議における検討状況について、本日は会議の時間が3時15分までと短くなっている関係もあり、環境省からまとめて約20分程度でご説明はさせていただき、残りの時間を全て意見交換に充てたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、まず指定廃棄物の保管状況につきまして栃木県よりご説明をお願いいたします。

櫻井環境森林部長:私、栃木県環境森林部長、櫻井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、お手元にA4の1枚紙で折った資料があると思います。国からの資料とは別冊で資料で行っておりますが、これをご覧になりながらお願いしたいと思います。まず、栃木県内における8,000ベクレルを超える廃棄物の保管状況についてということでございます。ここに表にございますとおり、一般廃棄物焼却灰等、それから下水スラグ、浄水発生土、農林業系副産物ということで合計で1万3,936トン、これが平成25年3月現在、農林業系については昨年の11月でございますが、合計で1万3,936トンが県内に保管されています。この下にありますとおり、これが全体で174カ所、県内で174カ所に分散されて保管されています、というのが現状でございます。

2ページをお開きいただきますと、見開きの左側ですね。左側には一般廃棄物焼却灰、 それから下水スラグの保管状況でございます。下段は、下の段にポンチ絵がございますが、 これは国の指定基準が指定廃棄物関係のガイドラインで示された保管のイメージ図でござ いまして、実際上もこれに基づいた保管がされているということでございます。これが現 地調査するしないにかかわらず、我々のところでこういった保管がされているということ でございます。

それから3ページ右側の図でございますが、腐棄土、稲わらあるいは浄水発生土等の保管状況でございますが、特に腐棄土あるいは稲わら等はこういった形で、下の遮水シートの設置という例がありますけれども、こういった形でガイドラインに沿った保管がされているということでございます。一般的なイメージとしては、マスコミ等を通じましては、どちらかといえば左側の2ページのイメージが特に強いと思いますが、実際に174カ所のうち大半は、右側の図のように露天に遮水シートあるいはフレキシブルコンテナ等を使用して保管するというのが現状でございます。その辺を踏まえまして、先日の5月14日の市町長による指定廃棄物保管状況調査、状況をご説明させていただきますが、当日、大変ご多忙の中、しかも短期間に日程調整を行いましたので、非常に都合等つかない中で全部の市、町からご出席いただきました。市町長あるいは副市町長様と全ての市町で参加いただきましたことを大変ありがたく感謝申し上げる次第でございます。大変短い日程調整の中での通知で申しわけありませんでした。

主な結果でございますが、まず一つは腐葉土の保管現場に行ったわけでございますが、 腐葉土の保管現場におきましては業者の方からご説明がございました。この中では現在、 腐葉土を保管しておりますが、日々の管理が非常に大変であると。処分場の設置が遅れる ことによりまして、これが長期化すると指定廃棄物を詰めているフレキシブルコンテナっ ていうこれの状態が非常に心配だというふうなお話がありました。この業者さんにつきま しては、現在においても営業が再開されてないということでございます。従業員の方も腐 葉土の製造というよりは指定廃棄物のフレキシブルコンテナの管理の仕事などをやってる というような状況で、非常につらい状況にあるというようなお話がございました。どうし て営業を再開できないのかというと、現場そのものは除染等もされておりますし、指定廃 棄物もフレキシブルコンテナに詰めて遮水シートで安全に保管されているわけですけれど も、やはり敷地の目の前にこれが積んであると、風評被害というか営業にはなかなかなら ないというふうなお話がありました。こうした線量的にもはかってみましたけれども、ほ とんど周辺と変わらない、敷地内の工場現場とかはそういう状況でしたけれども、やはり 目の前に積んである状況を見ると、これはなかなか風評被害で営業も再開できないと非常 にモチベーションの下がってる状況、苦しい表情で業者の方が訴えられたのが非常に印象 的であったということでございます。

それから下水スラグの保管現場におきましては、今年10月には保管場所が満杯になる というようなことで新たな保管場所を検討中ということでございましたが、なかなか新た な保管場所の確保というのは難しいというようなことでございました。

また、稲わら、堆肥の保管現場につきましては、先ほどお示しした資料の写真は全て今回の現場調査とは別の場所のものでございますが、保管現場、見学はさせていただきましたけれども、やはり風評被害等を恐れまして相手方の承諾の上で車の車窓からの見学というような形になったわけでございます。

それから浄水発生土につきましては、これは県の北那須水道事務所におきまして公開で 確認をさせていただきました。

保管費用につきましては、8,000ベクレルを超えるものについては、国との委託契約、それ以下のものについては東電に求償というふうなお話がありました。

以上のように、市町長の方々に県内の非常に逼迫した保管状況をごらんいただきました。 特に現場の業者の方等のお話というのは真に迫るようなものがあったかと思います。これ によりまして、最終処分場の必要性について共通理解が非常に深まったものと考えており ます。今後のご議論の出発点になるような現地調査ではなかったかと。大変ご出席ありが とうございました。それから調査に非常に苦しい中でご協力いただいた現場の方々にもこ の場をお借りしまして深く御礼申し上げたいと思います。

報告、以上でございます。

秋野政務官:ありがとうございました。それでは、議事に入らせていただきます。議題1 の各市町からのご意見等に対する回答につきまして及び議題2の指定廃棄物処分等有識者会議における検討状況につきまして、梶原部長より資料1及び資料2-1、2-2をまとめてご説明をいたします。

■資料1、2について説明

梶原部長:環境省の梶原でございます。大変恐縮でございますが、座って説明をさせてい ただきたいと思います。

まず、資料の1でございますが、資料の1と別紙というものがついておりますけども、 10枚ぐらいのものは副市町長会議の場でもすべてご説明したものですが、これまで市町 村長会議並びに文書でいただいたご意見とそれに対する回答をまとめたものでございます。 そのうち主要なものにつきまして、この資料の1でご説明を申し上げたいと思います。

まず、1枚おめくりいただきまして2ページでございますけれども、いただいた意見といたしまして県内のあちこちで一時保管されており、保管が逼迫しているので、早期に最終処分場を整備、処理を進めるべきであると。先ほど県のほうからもご説明がございましたけれども、指定廃棄物の保管状況は逼迫しているということでございます。有識者会議、これは並行して技術的なことを検討する会議でございますけれども、ここで指摘もされておりますけれども、一時保管は緊急措置であり、腐敗のおそれあるいは外部漏出に関する長期的な安全性を確保するためにも、最終処分場の整備が必要だと考えております。ただ、地元のご理解とご協力がなければなかなかできないということでございますので、皆様のご意見をしっかり受けとめながら、手順を踏んで着実に前進してまいりたいと考えてございます。

2番目、下でございますが基本方針について、各県ごとに最終処分場を整備するという 基本方針を見直し、県外で、全国1カ所で整備すべきではないかというご意見に対するも のでございます。私どもは、栃木県では特に福島県に次いで指定廃棄物が多い、しかも農業系の廃棄物が非常に多いということが一つの特徴だと思っておりまして、保管が逼迫しており、実際に他県に持ち込むということについては非常に難しくて、そのめどが立っていないという現状であろうかと思います。そういう意味では栃木県内におきまして最終処分場を1カ所、集約をして整備することが適当であると考えております。したがいまして、基本方針は見直す予定ではございません。皆様方のご理解とご協力をお願いしたいと思っております。

おめくりいただきまして地域振興策でございます。具体的な地域振興策及び財政優遇措置についても併せて提示すべきであるということでございます。いただきましたご意見を真摯に受けとめまして、関係省庁とも連携してしっかり受けとめて対応していきたいと考えております。具体的な検討の中身につきましては、場所によってもこれは中身が違ってくると思っております。地元のご意向を伺いながらそれを反映できるように努力をしてまいりたいと、このように考えております。風評被害につきまして、具体的な対策を示すべきであるということでございます。風評被害を発生しないということがまず一番大事なのかと思っています。施設の安全性のPRあるいは実際に動かすときに試験をやる、あるいはモニタリングの結果を全てオープンにするといったようなことにより、風評被害を防止してまいりたいと。さらには前回のご意見も出ましたけれども、パンフレットの作成あるいはホームページのより詳細な情報の提供等に努めてまいりたいと思っております。

次に、資料の2-1を見ていただきたいと思います。実際の指定廃棄物の最終処分場等の候補地の選定手順につきましては、実は有識者会議で数回にわたりご検討をしていただいております。その手順は資料の2-2の2ページ以降にございます。ただ、これは非常に細かな字で書いてございますので、資料の2-1のパワーポイントを使ってご説明をさせていただきたいと思います。まず、候補地選定の基本的考え方、これは1枚おめくりいただきまして下を見てください。下の流れを見ていただきたいと思います。安全等の確保に関する事項から5番目の候補地の提示まで基本的な流れを考え方が書いてございます。

まず第1番目、安全等の確保に関する事項というのがございます。前回のこの市町村長会議でご説明申し上げた案でございますけれども、施設の安全性につきましては、その構造あるいは維持管理に万全を尽くすという考え方でございます。その上で安全な処分に万全を期するという観点から自然災害のおそれのある地域の除外をすると。また、施設のあること自体が、施設の存在すること自体が貴重な自然環境の保全あるいは史跡、名勝、天

然記念物の保護に影響を及ぼす、そういったような場所も除外をしたい。この段階で、い わゆる安全に関する対策というのは可能だと考えております。

ただ、2番目でございますけれども、実際にご地元でご理解を賜るためには、地域特性に基づいて配慮すべき事項は当然あるだろうと、この市町村長会議等で議論いただき、最終処分場の整備に向けて建設的な方向で合意されると、ここは避けるべきであると、合意されたものについては最大限尊重していきたいと考えております。

3番目であります。その上で安心等の地域の理解が得られやすい地区を選定していくということで、自然度あるいは生活空間との近接状況、水源との近接状況、指定廃棄物の発生状況から見て候補地として望ましい地域を選定いたしたいと考えております。

それで4番目でございますが、その上で候補地におきましてボーリング調査等を行いまして、具体的に地盤、地質、地下水等を確認いたします。そういうことで確認した上で有識者会議に諮り、評価をしていただきたいと考えております。

その上で、この市町村長会議の場で最終的な候補地をご提示をさせていただきたいと思っております。ただ、提示の方法につきましては、この会議でご議論していただいた上で 最終的に決めてもらいたいと思っております。

また、ページをおめくりいただきまして、今のご説明したことでございますけれども、 じゃあ、実際に今の考え方どのような手順で進んでいくかということが4ページから6ペ ージにかけて書いてございます。まず、本日、今ご説明しております選定手順あるいは評 価項目の考え方、評価基準そのものについて決定した上で皆様方のご意見を賜り、そして 決定した上で次の作業に進めていくと。具体的には(2)にあります安全のところについ ては避けるものとして考えています。

ページが前後して恐縮でございますけれども、9ページをちょっとお開きいただきたいと思います。9ページには、避けるべき自然災害はどういう災害について着目をするのかということでございます。まず実際、台風とかいろんなものがあるんでございますけども、被害としては地すべりでありますとか斜面崩壊でありますとか、洪水でありますとか雪崩でありますとか地震、津波、火山噴火あるいは地形の陥没といったような形で起こります。そういったようなものについて対象としていきたいと。それで9ページの2つ目の丸にありますけれども、例えば地震による液状化でありますとか、直接的な被害の形ではなく原因であります台風とか竜巻とか、大雨とか落雷といったようなものについては直接対応しない、あるいはそれは先ほどの被害の形として地すべりとか、そういったような形で対応

いたしますので、そういった形で対応するということにしたいと思ってございます。

具体的にはちょっとテクニカルにはなりますけれども、10ページ、11ページにあるような情報を使って除外すべき地域を決めてまいりたいと。地すべりについては、地すべり危険箇所あるいは地すべり地形箇所を除く。斜面崩壊、砂防指定地は除く、急傾斜地崩壊危険箇所は除く、深層崩壊渓流地区の相対的な危険度の高い渓流地域に関するものは除くでありますとか、傾斜、勾配30度以上を除くとか、そういったことでございます。例えば一番下でございますけれども、陥没というケースについては、炭鉱等の鉱山の跡、地下採石場の跡、防空壕、カルスト地形等のエリアは除くといったような考え方でございます。

また、この次のページに実は自然環境のところで避けるべき地域というものも掲げております。12ページでございますけども、自然環境、風致に関する保全、鳥獣等の動植物の保護、国有林の保全、それに13ページにありますような史跡・名勝・天然記念物所在地、こういったものを除くというような考え方であります。

大変恐縮でございますけれども、5ページにちょっとお戻りいただければと思います。 4ページの(2)にあります安全等を確保できる地域を抽出ということありますけども、 その次のプロセスとして(3)、最終処分場の整備に向けて建設的な方向で合意された地域特性として配慮すべき事項について、この場で合意ができたものがあれば最大限配慮したいと。それでどんなものを考えているかというのはここに2つ書いてございます。 栃木県の特有な自然災害の存在あるいは貴重な自然環境等が存在をするということで、ぜひともここは県下全員の判断として、除くべきだと思われるもの、あるいは地域特有の、これは私ども必ずしもイメージでしているわけではございませんけれども、ここは除くべきだというものがあれば、そういうことを除いていきたいと思ってございます。

(4)でございます。その上で実際、利用可能な土地を抽出してまいります。利用可能な土地っていう中は国有地を今、基本といたしております。ただ、この会議におきまして例えば他の公有地あるいは民有地も検討すべきという話があれば、それも検討の対象に含めて作業を進めていきたいと。さらには先ほどここは外すべきだという話をしましたけども、逆にこういう土地でやってほしいっていうような話があれば、優先すべき地域の考え方があれば、その考え方も尊重させていただきたいと思っております。

ページをおめくりいただきまして6ページ、安心等ということでございまして、評価項目、先ほど言いましたように自然度、生活空間との近接状況、水源との近接状況につきま

して望ましい土地を選定をしていきたいと。この辺の評価方式っていうのはさまざまな評価方式がございます。

14ページをおめくりいただきたいと思います。4項目、まず自然度でございます。これは自然の植生自然度でございますが、どれぐらいの天然資源に近いか、天然の原自然に近いかということで評価をしているものがございます。それを活用したいと考えてございます。水源との距離、この中の水道及び農業用水の取水口との距離を考えていきたいと思っております。生活空間との近接状況、これは住宅のある集落との距離、それと指定廃棄物の発生状況。

この項目について評価をする場合に、単純に例えば絶対評価で〇とか×を各項目につけて〇の数の多いもの、×の数の多いものといったような〇×評価のやり方のもあります。また、例えば自然度が一番高いところから低いほうに順番に並べて、例えば20項目あれば、それぞれに20点から1点まで点数をつけるというようなやり方もございます。また、総合評価と申しまして幾つかの段階にわけて点数づけ、重みづけという言い方ですが、そういうやり方があります。これにつきましては、候補地の数が多い場合は〇×、その後に総合評価といったようなことを考えていきたいと思っております。

17ページをおめくりください。これは非常にわかりにくいことなんでございますが、 指定廃棄物の発生量をどういう形で評価をするかということでございます。現時点で例え ば第1回の市町村長会議でお示ししたものは、○○市あるいは○○町にこれだけ発生して おりますという形の現在、保管をしていただいている量を上げています。それをデータと してお示ししています。ただ、このなお書きにありますけれども、計算の仕方としてはた またまそこにあるんだけれども、例えば水道の浄水から出てくる発生土でありますと、そ この浄水場でつくった浄水はその町だけで供給されるわけではございません。違う市、町 にも供給されています。そういう場合はそれぞれに案分してカウントするというやり方も ございます。まだまだ検討しなければいけない、ご議論していただくことがあると思いま すけども、こういったようなこともございます。

それでフローといたしましては最後に6ページでもう1回戻りますけども、詳細調査を して、最終的な候補地の提示は環境省が皆様方のご意見を聞いて、皆様方のご意見を聞い て提示をしていきたいと考えております。

最後に、資料2-2の一番上のページだけご説明を申し上げたいと思います。今後の作業を進める上でぜひご議論いただきたいということとして、5点あげさせていただいてお

ります。まず1として国有地だけでいいか、あるいは他の公有地、民有地も含めるべきあるかどうかという点であります。

候補地の提示方法、これにつきましては宮城県におきましてはアンケート調査の結果、 最終的に1カ所のところを国が責任を持って提示をしてくれといったようなご意見が多か ったということでございますけれども、国から先ほどのような絞り込みのプロセス、考え 方につきましてご議論をし、ご説明をし、合意した上で1カ所を提示するといったような 考え方でいいのかどうか。

また、地域特性として特に配慮すべきものというのは、どんなものでございましょうかと。

4番目、安心等の評価方法につきまして、どの評価項目を重視すべきか、あるいは重みづけをすると、どういう項目を重み付けするのか。

5番目でございますが、先ほどご説明しましたように発生量というものをどういう形で考えるのか。今ある保管していただいております自治体に乗せていくということなのか、あるいは受益者ということで受益地域に割り戻すといったようなものを考えるべきかといったこともあろうかと思います。こういう点をご意見を賜れれば大変ありがたいと思っております。以上でございます。ありがとうございました。

■資料1、2、3について質疑

秋野政務官:それでは、意見交換に入らせていただきます。

ただいま、梶原部長からご説明させていただきました回答以外にも、副市町長会議でご説明をさせていただきました最終処分場の安全性等の技術的事項などにつきましても、ご意見ございましたらよろしくお願いしたいと思います。ご意見がございましたら挙手をしていただきまして、こちらからご指名をいたしますので、市町名をお伝えいただきましてからご発言をお願いします。なお、ご発言の際には目の前のマイクのスイッチを入れていただいてからご発言をいただくようお願いをします。それではご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。どうぞ。

矢板市長:矢板市の市長の遠藤でございます。

どうしてもお話ししなければならないと思っている事項がございますので、その点をお

話しさせていただきたい。今の梶原部長の説明、これとはまた逆のことになってしまいますけれども、環境省は最終処分場は県ごとに造るという基本方針は変えない、これを前提としてただいま説明をいただいたわけであります。しかし、県内で最初に候補地を指定された、その経験、立場を踏まえて申し上げますと、これは絶対、その指定された地域では受け入れることはできないというふうに私は感じております。

したがいまして、ただいま指定のための手順、方法、今後のプロセスまでご説明いただいたわけでありますけれども、栃木県として、この入り口の問題がきちっと市町村長に合意されてないと私は受けとめております。

したがって、先ほど我々も現地調査をして、今、保管状況、にっちもさっちもいかない 状況で、早急に解決しなければならないということを説明を受けましたけれども、このま ま進めた場合に、逆に私はこの問題はかえって解決の方途が見出せなくなるんじゃないか と。したがって、もう一度この基本方針についてしっかりと我々市町村長が合意をしない と、これが例えば候補地として挙がった市町村で、果たして受け入れるかどうかって非常 に私は疑問に思うんです。と同時に、首長さんに課せられる負担、責任というのは、これ は非常に大きなものになってまいります。したがって、環境省は地元の住民の実態という のをよくわかってないんではないか、そんな簡単に進められるものではないということを 私はこれまでの経過から身にしみて感じております。

したがって、この点について、逆戻りになってしまいますけれども、私はあえて主張させていただきたい。やはり原因者責任主義という立場をとらない限り、この問題は前に進めないと思います。地域の理解が得られなければ造れないと言ってるわけですから、この点も十分踏まえた上でお願いしたい。

有識者会議ではもう了承されて、各県でつくるということで進められているようでありますが、現実にはそんな簡単にいく問題ではないと受けとめておりますので、改めて最初に指定された候補地から、その経験を踏まえて申し上げた次第でございます。

梶原部長:ありがとうございました。今、私どもの考え方で、先ほどご説明を申し上げましたけれども、有識者会議は必ずしも今みたいな議論をするところではありません。技術的に例えばどういうような選択をするのか、どういう形でその候補地を選定していくのかということを議論する場所でございますので、一番科学的に、あるいは技術的に妥当なやり方についてご議論していただいている場所でございます。

私ども、最終処分場を造ることが非常に負担であり難しいということは理解をしている つもりではございますが、ただ、実際に基本方針を見直してどこかに持っていくというよ うなことを考えても、実際はなかなか、それは実現が困難であると考えております。そう いうことを考えれば、実際に処理ができるということになれば、各県ごとで処理をするこ とが現実的であり、それを目指すべきだと考えておるものですから、そういったような説 明をさせていただいております。

福田知事:各県の状況はどんなですか、ほかの4県は。この問題について、ほかの4県の 状況をちょっと確認したい。

環境省:ほかの4県につきましても、例えば宮城県では、県内で1カ所整備するということを合意していただいております。その上で、市町村長会議におきましては、そのやり方について議論をし、提示の仕方、最終的な1カ所提示するのか、数カ所提示をするのかといったようなことについても、アンケート調査を通じてご意見を賜り、さらにはどういったような地域の条件を考慮すべきかといったような点についても細かなご意見を各市町村長から賜っております。千葉県におきましても群馬県におきましても整理をすることが必要だということで、特に千葉県につきましては早期に、平成27年3月までに絶対整備してほしいという形で知事からも市町村長からも強く言われて、今のやり方もさらにスピードアップしてくれといったようなことのご意見も言われております。群馬県での前回の市町村長会議をやったときには、県内でやってくれといったようなご意見はいただいてはおりません。ただ、茨城県におきましては、そういった県内という意見もいただいておりますが、この茨城県におきましても、そういったことについてご理解を賜りたいということでご説明を申し上げたいと思っております。

矢板市長: ただいまお話を伺いましたけれども、しかし、環境省の、あるいは国のほうで、 栃木県内に建設することが可能だと判断されているんだと思うんですが、しかし、現実に はこの問題、そんな簡単にはいかないわけでありますから、この、今日お集まりの市町の 中で受け入れるところがあるならばこれはまだしも、しかし、私の今までの経験からすれ ば、幾らいろいろな条件を示して安心・安全な項目を掲げて選定をして、地域の実情を配 慮して、これで建設させてくれと同時に、市町村の首長さんに課せられる責任、非常に大 きくなるわけですから、そう簡単にこれを受け入れるということはできないだろうという ふうに認識をしてます。したがって、この各県で処理するということが可能なのかどうか ということをまずしっかりと考えていただかなければ、私はこの問題が前に進めないとい うふうに思っています。

大田原市長:大田原市の津久井です。よろしくお願いいたします。知事には大変ご苦労をおかけいたしますが、我々も正直言って放射能の被災地であります。その被災地のところで数々の放射能の対応をとってまいりました。しかし、いまだその不安は払拭されておりません。そういった部分で考えていきますと、風評被害等もありますから、あまり事を大きくしたくないという気持ちは正直あります。しかし、長年にわたって、今後永久施設として最終処分場をというお話になれば、私は矢板市長さんの遠藤さんの言うたとおりだろうと思います。私は恐らく、この市町村会議の中でお話をしても、じゃあ私のところで引き受けますよというところはないとはっきり言って申し上げてもよろしいんじゃないかと思います。もしおいでになるんだったら、早く手を挙げてもらってやってもらったほうがいいと思います。ただし、それはご理解いただけないと思います。

その8,000ベクレル以下の焼却灰の処分でさえも頓挫をして、大変苦慮しているのが現状であります。8,000ベクレルを超えるものを自分たちの地域のところに入れるということは、幾ら安心な施設ですからということをご説明いただいたとしても、その地域が候補地になったときにはもろ手を挙げて反対という形になってくると思います。

ですから、発生責任ということもありますけども、ここでお聞きしたんですが、福島県では一括の最終処分場は既に決まったんですか。

梶原部長:まず最初に、福島県のことでご説明をしたいと思います。福島県におきましては、今、8,000ベクレルから10万ベクレルのもの、この場合は、栃木県の場合はそんな濃いものはありませんから、10万ベクレルを超えるものはないわけでございますけれども、8,000ベクレルから10万ベクレルまでのものにつきましては、今、民間の管理型の最終処分場を活用させていただきたいという形で申し入れをしております。県にお願いをし、地元にも市町にもお願いをしているところでございます。これが第1点でございます。

第2点目でございますけれども、先ほど最終処分場について恒久的なもの、そういう意

味では福島県でお願いしているのも恒久的なものなんでございますけれども、今回でいう、ここで処理をしていきたいと考えております遮断型ではありません。それで、今回、栃木県で私どもお造りをしたいと考えているものでございますけれども、なかなか他県に持っていけないとするならば保管というものは続くわけでございますけれども、最終処分場の構造でありますとか維持管理を説明させていただきましたけれども、私どもとしては保管を続けていただくお願いをするというよりは、ずっとずっと安全な形で処理ができるんではないかと。そのほうが住民の方々も含めて、より安心をしていただけるのではないかと考えてございます。それは理屈だというふうにおっしゃられる点もあるかと思いますが、その点につきまして、繰り返し繰り返しご説明をさせていただければと思っている次第でございます。

大田原市長:同じく再質問させていただきますけども、福島県のほうはお願いをしているということで、決まったわけではありませんよね。宮城県も県内にすべきだといっても、まだ候補地が決まっているわけではありませんね、よその県も全く同じですね。栃木県にしてもお願いしてるということで、他県に行って説明をすればお願いをしてるんですよと、だから受け入れたという話ではないということですね、現実的にはね。

我々がやはり非常に国のリーダーシップがなかったというふうに思っているところは、こういうことなんですね。原子力政策をずっと国の責任でやってきて、そのときには安心・安全、絶対に放射能は漏れないと言って誘致をお願いをし、そして誘致したところには、やはりそれなりの原子力政策の支援金をあげ続けてきて。で、原発が不幸にして東日本大震災で破裂をしたと、破壊があったということで、放射性物質が全国というか、かなりの広範囲に散らばっていったというときに、そのときの国の責任として、やはり絶対に爆発はないと言っていながら、現実にできたときに、その処理の方法が何一つ決まってなかったことに対して延々と2年数カ月を回り道をして、その場その場あたりの対応しかしてこなかったと。結果、お金もかかるし、時間もかかるし、先ほど遠藤市長がおっしゃられましたように、かえって目安もつかない迷路に入ってきてしまっているんじゃないか、むしろここぞ基本的なところで、国は安全だというものが安全でなくなって、その地域の方々が現在戻れない、戻りたくないというお話も聞いております。日本中にたくさんの原発がありますから、そういうことで原発のところに最終処分場を造るということになると大変な問題を持っているという不安もあるかもしれませんけども、原子力は必ず壊れるも

んだ、壊れたときには、最終的にはこういうような処理をしていくんですよということを ご理解して、これからは原発の誘致も進めていかなきゃならないんじゃないかと思います、 やるとすると。私は正直言って、原発はやはりだんだん無くしてくるだろうと思ってます から。でも、廃炉のことを考えて地元のことを考えていけば、ここでしっかりとしたルー ルを作っていただかないと、散らばったときには散らばったその地域で収めてくださいと いう話では、地域の住民の方々、そこに候補地になった地域の住民の方々は決して納得は してくれないから、延々として時間がかかって、そのように思ってるんじゃないんですか。 もっと、やはりトップの決断というのが必要なんじゃないんですか。確かに原発を持って た方々には気の毒で申しわけない、そういう思いもあります。それは国民全体が負わなき ゃならない責任かもしれませんけども、ここは本気になって考えていかないと、この無用 の討論をずっと続けていくんじゃないかなと私は心配します。勇気を持って、処分場をう ちのほうで引き受けますというところがあるんだったら、それは結構です。どうですか、 ありますか。

梶原部長:今の大田原市長さんのその発言について、ストレートにお答えすることもなかなか難しいのですが、2点ほどおっしゃられたのではないかと思います。

1つは、原子力そのものを、あるいは原子力発電所そのものの行政をこれからどういう 形で進めるつもりなのかという点と、もう1点は、安全と言ってきた原発の事故から出て きた放射能で汚染されたものをどうするかという点、この2点をおっしゃられたのだと思 います。

大田原市長:はい。

梶原部長:1点目につきましては、なかなか答えることは難しいんでございますけども、 2点目につきまして、それは理屈だとおっしゃられることを覚悟して申し上げますと、指 定廃棄物は原子炉のような高温で反応して制御をしていくというものではないということ でございます。8,000ベクレルを超える指定廃棄物でございますけれども、例えば腐 ったりするものは焼却をして安定的なものにし、それを箱の中で埋めていくということで ございますけども、それ自体は反応をするものではございません。

それと、この間もご説明したんですが、私ども、壊れることがないように、周りに流出

することがないように監視もいたしますけれども、万が一、例えばどこかで割れて外に出たということがあったとしても、極めて土に吸着しやすいものでございます。つまり、周りに浸透していかないという性質を持ってございます。したがいまして、そういった二重、三重の安全を考えているということで、これも理屈で大変恐縮でございますが、指定廃棄物と原子炉とは大幅に違うものということで、これもご説明を繰り返し繰り返しさせていただければと思ってございます。

大田原市長:すみません。余り私一人でしゃべっていても申しわけないので、これで終わりにしますけども、国のほうの考え方がそういう考え方でやられれば、それは淡々とやっていっても結構ですけども、私どものほうとしては、やはりそういった説明をされてはあまり理解できませんので、基本的なところから見直しをなされたほうが、きっと急がば回れで早い結論が出てくると思います。決断だと思います、それは、トップの。

井上副大臣:ありがとうございました。今までの過去の原子力政策が、いわば、いわゆる 安全神話で過ちだったのではないかというご指摘については、私もそのとおりだと思って おります。そして、この事故が起きてしまった、そして放射能が散らばってしまった。そ れで今、その現状を踏まえて何とかしなければいけないと思っております。確かにその発 生者責任というお言葉がありましたけれども、そういう意味では、まずは事業者の責任と いうのは大きいと思っております。

しかし、他方で、福島県ということになりますと、これは福島県では県外のものを受け入れるということは到底理解を得ることができないというのが現状であります。先ほど事務方から説明をしましたように、実はその福島県内の指定廃棄物についても、まだご了解をいただけている段階ではないと。ましてや福島県外など、ということになっておりますので、それはぜひ何とかして現実的な解決策を考えていかなければいけない。今、保管が逼迫しているのは、これはまさに現実でありますから、それについて何らか対応をしていくというのが国の責任だと思っております。ですから、この基本方針について、私どもはこの基本方針は堅持をさせていただいて、その上で各県のご理解を何とかしていただきたいと考えております。

鹿沼市長:ちょっと伺いたいんですが、第一原発の、あの周辺の皆さんが今みんなが避難

されてますけども、一体何年たったら戻られるというふうに国のほうは考えておられるんですか。この間、この話があって、新聞等でこの栃木県に避難されている方の声も載ってたんですね。やっぱり同じようなことでもって、50年たっても戻れないのに、だったら早く国が土地を買い上げてもらって、きちっと生活再建の道筋を立ててもらったほうがいいという、こういうふうな、言ってみりゃあ、そこに処分場がいいんじゃないか、やむを得ないんじゃないかというふうなコメントも載ってたんです。今の話だと、全く福島ではその話はできないというようなことでありますけども、その周辺の避難されている皆さんの思いは必ずしもそれだけではないんじゃないかと。現実的な話となれば、我々が考えても、どう世何十年も戻れないんであれば、国がきちんと土地を買い上げて、そこにそういったものを1カ所に集約することによって、もちろん生活再建、新しい生活をスタートするための支援をしっかりやったほうが現実的じゃないかなというふうに正直思うんでありますけど、その辺についてはいかがですか、考え方として。

井上副大臣: もちろん第一原発周辺といっても、それぞれ市町村なり地域によってもいろんな考え、住民によってもいろんな考えがあると思います。ですから、そういう意味では、福島県内の指定廃棄物、あるいは福島県内の場合は除染土壌などでもっと放射線量の高いものもあります。これは中間貯蔵施設というものを造って、今そこに貯蔵しようということで進めさせていただいておりますけれども、そういった施設を造るところは、もう申しわけないですが、帰れないということで買収をさせていただくという方針でやっております。ただ、それに加えて、では県外のものも入れるというところは、やはり理解を得ることは非常に難しいということです。

鹿沼市長:理解を得るのは、先ほど来の話に出ているように、今、栃木県内においても同じように非常に理解を得るというのは困難が伴うだろうというのは、私も率直に思います。したがって、本当にそういう立場に皆さんが立たされたときに、一体どういうことになるのか、正直、矢板さんの例も見ておりますし、そう簡単に事が運ぶとは思えないんです。だから、そういう意味でいくと、国全体を考えてどういう選択をしたほうがより合理的で、地元の皆さんにとっても結果的にいいのかなという判断基準を示さないと、なかなかその理解を得るのは難しい。そして、この有識者会議の中でも、政治的判断があって現段階で議論できるものでないというような、これ新聞記事ですけども、そういうやりとりがあっ

たということは、現時点ではという表現もされてるんで、やっぱりそれぞれの説明をされている中で、やっぱり圧倒的にそういう声が強いということも受けて、再検討も有識者会議でそういったことも議論の余地があるのかどうか、その辺のところはどうなんですかね。

梶原部長:有識者会議の件につきまして、事務方からお答えさせていただきます。先ほどから申し上げましたように、有識者会議というのは造るということを前提として、どういうやり方が一番適切なのかという議論をしております。それで、各市町村長会議、この場の意見も全部有識者会議に報告いたしました。そのときに先生方からあったのは、有識者会議では基本方針を見直すとかというのは関係ないと、ただし、もしも1カ所というお話をするならば、技術的には違うオプションが出てくる可能性もあるという言い方をされただけで、あそこでこういったようなご議論をする予定はございません。

鹿沼市長:じゃあ、もう1点。それで、最後、選考基準なんですけども、今日は26の自 治体の長が見えてますよね。今、勇気あって、私のとこで受けますというところがありま すかと問いかけがあったけども、手を挙げられないですよね。

それで、1つだけ、望ましい土地ということで、指定廃棄物の発生状況とか、今保管している量とかっていう基準が入ったんですが、これでもって、もう恐らく議論できないと思います、みんな。関係するのはそこの辺かなと大体推測がついて、うちは関係ないだろうなと思ってる方もかなりおられる。この中で、栃木県で1カ所でいいですかって、仮にそういう問われ方しても、それはとても意思表示なんかできないと思います。でもって、決まったとこによろしくお願いしますという思いだけで、栃木県で1カ所でいいんじゃないですかって、こんな無責任なこと言えるわけがないし。この基準はやっぱり外してもらわないと、話が前に進まないと思います。その辺についていかがですか。

梶原部長:今の案の説明をいたしますと、この4つの項目というのは、この4つの項目で評価をするということでございまして、4つとも該当しないと対象にならないというものではありません。したがいまして、例えば被災場所が全くないというところも、ほかのところで非常に適しているという、ほかの地域よりも適しているという話であるならば対象になると考えております。これが第1点です。

もう1点は、今、先ほどちょっと論点としてご説明させていただきましたけれども、た

またま今保管しておられる自治体。だけども、たまたまそこに集めてきただけで、本来、その下水汚泥はどこどこで発生したもの、あるいはそこの浄水発生土は、本来どこどこの市の水道をつくるために出たもの。あるいは、そこにある一般廃棄物のごみはそのまちのごみを燃やしたものではなくて、ほかの町のごみも燃やしてますといったようなものもございます。そうした場合に、それを割り戻すという考え方もございます。そういったようなことも含めてご議論を賜ればと思ってございます。

鹿沼市長:わかりました。いずれにしても意見をもう述べさせていただきましたけれども、 県内でやるということは非常に困難だろうと。やっぱり福島も含めて、もう一度やっぱり 考えていただかないと、多分事は進まないんだろうなと、そのことを申し上げたいと思い ます。以上です。

さくら市長:さくら市でございますけども、いろいろお話の中で、最終処分場っていうものについて、私はやはり難しさを今感じておるんですが、その中で、慎重にこれから合意形成を図るべきだと、そのように思うのですが、そういう中で、先日、指定廃棄物の保管状況の確認をしてみたいと調査の参加をしましたんですけども、大変に緊迫した状態っていうのは本当に重々感じたところでありますけれども、そういう中で、大量の指定廃棄物が仮置き場から非常にあふれる状態、そういう状態であったわけであります。そういう状況でありますけれども、国民の健康を守ると、これは早急に改善をしなくちゃならないっていうことでありますけれども、そういうときに、このジレンマを解決する方法として、1つ提案をしたいと思うんですが、国が責任の中で暫定的な保管施設、そういうものの確保をいろいろ、最終的な処分場ができるまで、国が責任を持って保管場所を確保するような考えがあるかどうかちょっとお聞きをしたいんですが。

梶原部長:大変前向きなご提案で、ありがたいと思っております。ただ、私どもが考えるに、例えばどこで1カ所、国が責任を持って保管をするんだろうかということになりますと、同じような問題を引き起こすことになるのではないかと危惧をしております。むしろ最終処分場、今回ご提示させていただいたような最終処分場を、非常に長期的に極めて堅牢でモニタリングも可能なものを造らせていただくほうが結果としては安全ではないかと。ご安心賜れる、これはあくまで比較の問題だと思いますけども、ということではないかと

考えてございます。どうもありがとうございます。

那須町長:那須町の高久です。

那須町は福島県と隣接をしてるということで、福島県との交流もあるということですし、 福島原発の事故以来、いち早く福島県民を受け入れたというようなこともありまして、福 島県民の心情、こういったことを考えれば、県外処理というのはこれまで私も控えてきた わけですけども、今回、有識者会議の処分場の選定の見直しについては少し遺憾に感じて おります。と申しますのは、指定廃棄物の発生に応じて、それを考慮するというようなこ とを今回のその候補地選定の中につけ加えたということです。先ほど、梶原部長さんから、 例えば浄水発生土であるとか下水スラグ、こういったところは発生場所に戻すという考え もあるということですけれども、県が今保管しております1万3,936トンのうち農林 業系の副産物、これが8,900トンといいまして、64パーセントを占めるわけですよ。 ということは、これはどこにも持ち帰るわけにはいきませんで、その自治体で発生したと いうことになります。それで見ると、那須町と那須塩原が圧倒的にそういった指定廃棄物 の量が断トツで多くなってしまうということになる。全体の県内における指定廃棄物にお ける両市町の那須町と那須塩原市で占める割合というのが54.69パーセントにもなる ということですから、そういったところが今度は候補地に浮上してしまうということにな るわけです。そして一方、この間の14日の現地調査のときに、私は大変ショックを受け ました。というのは、腐葉土の民間業者のところに行ったんですが、それがなぜ営業停止 に追い込まれたかというのは、全て那須町から持ってきた腐葉土を使ったためと言うんで すよ。それぐらい那須町は汚染されてるんです。そこのところの、この那須町の状況を改 善もしないで、またその、例えば那須町に最終処分場の候補地になるというようなことは、 傷口に塩を塗るような話だというふうに思っています。

那須町の今回戸建て住宅の除染費用というのが、調査費用で14万、1回で。で、除染費用が20万ということで、合わせて35万程度が認められました。一方、那須町のその空間放射線量というのは、モニタリングテストですと0.15ぐらいですけども、今、一戸建て住宅の調査をしておりますので、平均でいきますと大体0.2から0.5の間に9割の住宅が点在するということになります。一方、隣接する白河でございますけれども、空間放射線量がモニタリング調査では0.2、ここの一般住宅の除染費用は330万です。福島、西郷村ですけども、ここはモニタリングポストではありませんけども、0.36ぐ

らいの空間放射線量にかかわると、1軒当たりの除染費用は500万です。これだけの違いがあるんですよ。そういった県境でそれだけの違いがあって、一方ではその放射能に汚染されたままの状況を改善できないというところに、また最終処分場を持ってくるというようなことでは、町民の合意形成はされないと私は思っておりますので、今回のその選定基準の見直しについては私は断固反対したいと思います。

益子町長: 益子町長の大塚と申します。

私は、とはいえ、この課題をどうにかやっぱり解決しなければいけないというふうなことは共通の認識として、ここにいらっしゃる皆様は間違いなくお持ちの方々なんだと思うんです。それで、私自身、例えば矢板の市長さんのような立場になったときに、どのように住民の方々に説明できるのかということは、やはり同じように考えていかなければいけないというふうに思っておりますけども、先ほど宮城、千葉、群馬、ここは矢板とか高萩のように、どっか1カ所選定をされたところはあったんですか、なかったですね。

梶原部長:これはないです。

益子町長:なかったですね、だから、多分この茨城と栃木はそういうふうになったときに、 現実的に住民とどう向き合ったらいいのかというのを体感されたんですよ。これはほかの 3つの県とは大きく違うところだと思うんです。

先ほど矢板の市長さんが、基本方針について、この話しされましたけども、ここの入り口のところの合意ができないと、結局その先の安全性であるとか、先ほどの話の中で、保管よりも安全な施設を造ったほうがいいんだというのは、こんなのは誰もがわかるはずなんです、そうじゃないんだと思うんですよ。この基本方針のところをしっかりと国が説明をできるのか、こういう理由でこういう経過をたどって、こういう努力をした上でこの閣議決定に至ったんだというようなところがしっかり説明できないと、結局その先の話に行けないんだと思うんです。

今日は、その辺のところを実は楽しみにしてきたんですが、この基本方針についてのところで、この数行の中で、あとは皆さんのご理解とご協力をお願いしますというだけですと、これは仮にどっか1カ所また決まったとしたときに、果たしてどういうふうに説明できるのか。

先ほども、鹿沼の佐藤市長さんのような考えを持っていらっしゃる住民の方々もいらっしゃると思うんです。そういった方々に、いやあ、そうじゃなくてこうなんだという説明を、先ほど副大臣が少しこういう経過があるとか、福島の原発周辺の現状はこうなんだと、福島のその原発周辺の復興と併せて、あの地域はこういうふうにしていきたいんだというようなところもあわせて、もう少し上手にこれ説明をいただけるようにしないと、この場で今日の説明のような状況で、例えば住民説明会に臨んだら、絶対合意なんか得られないというふうに思います。ですから、ここのところは、もっと深く、もう少しいろんなことをされたんでしょう、公表できないのかもしれないけれども。でも、そこのところもしっかりと理解を得られるように、基本方針はこれこれこういう意味でこうなんだというところはしっかりと理論づけをしていただいたほうがいいなというふうに思っております。よろしくお願いします。

秋野政務官:ありがとうございます。そろそろ時間が尽きないような状況でございますが。

宇都宮市長:いいですか、すみません。宇都宮市長の佐藤でございます。

今、益子の大塚町長がおっしゃったように、国からの前の回答も含めて、我々が前向きに、ではという言葉が出るような、まだものになってないのかなと。要は、国がまだ我々、住民の皆さんと常に仕事をしてる我々の立場と、ちょっとまだ国という立場ではないかな、もう少し覚悟を見せてもらわないと、我々も一緒に汗をかくことができないんではないかなという、そんな感想を抱きましたけども、1つ要望があるんですが、副市長会議等でも出ましたけども、県の今日の資料にありますが、写真付きになっています、今の現状、保管状況の写真ですが、これ物によっても管理の仕方が違うわけでありますが、一番心配されるのはフレコン、これは物によっては2年から3年の寿命だという話を伺いました。それを考えると、やはり時期的に更新、あるいは維持のための管理の見直し等もしなければならないと思います。こういう指定廃棄物の場所はどこかという前に、今の現状、安全に管理していくためにも、国の環境省のさらなる指導、そして指導だけでなく、民間もおりますので、その適正な保管をこれからも続けていけるような経済的な支援、こういうものも早急にお話をしていただかなければならないと思います。そういうものがなく、一方で指定廃棄物の場所、場所っていうことでは前には進まないと思いますし、これからも信頼関係を国と地方が持って進めていくためにも、ぜひ今の現状、これをしっかりと把握をし

ていただいて、国としてできる限りのことを早急にしていただきたいと思います。これは お願いでございますので、よろしくお願いいたします。

梶原部長:5月14日の市町長の方々に見ていただいた後、また副市町長会議でも、今、 宇都宮市長からおっしゃられたことはいただいてございます。その場でも、その後も県と いろいろ相談をしておりまして、どういった保管状況に問題が生じない部分で対応できる かということを県とともに検討してまいりたいと思います。

宇都宮市長:時間がないと思うんで、それだけは早くお願いします。

福田知事::いろいろお骨折りを、また、悩み、深い問題をお考えいただきまして、まことにありがとうございます。清掃工場を造るにしても、斎場を造るにしても、清掃工場から出てきた焼却灰を処分する処分場を造るにしても、いずれも地域住民の反対があって、それを一つ一つ粘り強く説得をして、何とかそれらの施設、地域においては迷惑施設だと、我々は必要施設だというふうに考えてますけれども、そういうものを造ってきた、その先頭に皆さんが立ってきてくれたと。このことについては、改めて敬意と感謝を申し上げたいと思います。

今回のこの問題につきましても、過去を振り返って同じ過ちを繰り返さないと、これは当然の話でございますけれども、今ある課題を何とかケリをつけていかなければならない、これも私たち共通の責任だというふうに思っています。そこで、解決方法は2通りあるんですよね。当然の使わなくなった処分場に持っていけと、福島県内処理ですね、1カ所。あるいは福島県外でもいいよと、いわゆる栃木県から運び出せという議論ですね。それからもう一つは、環境省が進めているように、県内1カ所でお願いしたいということですね。それで3つ目は、ほっとけと、いずれ低減されるんだからほっとけと、この3つの方法があると思います、その課題を解決するためには。この3点目につきましては、腐葉土の業者がおっしゃってるように、東電の賠償金だけで何とか生活してるわけですから、これを早く何とかしてやらなくちゃならない、それよりも何よりも、沢地に大体それが置いてありますよね、水害が来たら流れますよ、拡散しますよ、風評被害はもっと出ますよ。あるいは、去年の竜巻のように、仮置きしてあるところを襲ったときに、自動車だって巻き上げちゃうんだから、こんなものはこっぱみじんに吹っ飛びますよ。それで、あんたたちは

何やったんだと、そういうふうに言われませんかということがありますね、この3つ目の 解決方法はですね、ほっとけば。じゃあ、県外でと、福島県は8、000ベクレルから1 0万ベクレルのものは民間管理型処分場で処分でしょ、10万ベクレル超のものは中間処 理施設。で、あれ、20年ですか、30年ですか、運び出せと言ってるのは、30年で運 び出せと、こういう前提条件つきで福島県民との協定がありますね、そういう。そういう 中にあって、県外に、あるいは福島にと、こういうことが本当に可能なのかと。ぜひこれ は市長会長と町村会長にお願いしたいんですけれども、皆さんは福島県内の市町村長と知 り合いがたくさんいるはずですから、ぜひ、会として、組織として対応するのか、あるい は、個々人が一つの旗のもとに集まってチームとして対応するのか、加えて、国会議員の 方でもそういうことをおっしゃっている方がいますので、その方々も加えて、そしてぜひ 福島県内の市町村長と協議してくださいよ、早く。それまでの間はこれをやめますから、 ちゃんと環境省にお願いして。福島県内の市町村長と相談してくださいよ、自分たちの考 えが本当に通るのかどうかっていうことは。環境省は総理大臣が国会答弁もしてますし、 基本方針は見直さないと何回も言ってるわけですよね。しかし、必ずそこに行っちゃうん ですよ、その入り口論に。それを解決する方法は皆さんの出番しかないですよ。ぜひ、市 長会長と町村会長はそういう議論をお持ちの方々と、そして福島県内で話を聞いてもいい という市町村長と議論してくださいよ。そして、その結果を教えてくださいよ。でなかっ たら、いつまでたってもこの話は前に進まないというふうに思っておりますので、佐藤市 長と古口町長には大変重いお願いをすることになりますけれども、ぜひ市長会、町村会の 皆さん方の意見を把握して、その上でこういった問題について打開策が福島県内で本当に あるのか、あるいは福島県外に持っていけるところがあるのか、国も見直さないと言って いるわけですし、私も県内でやるべきだと言ってますし、福島県知事からはとんでもない と、こんな話をするんだったらば。今まで使った電気の量に応じて、福島県内の指定廃棄 物も引き取れと、各市町村で県内の、そういうふうに言われてるわけですから、私もこの 議論には汲みすることはできませんので、いつまで経ってもこの問題で入り口論で前に進 めませんから、ぜひ、この次の市町村長会議、遅れてもいいですから、その間に福島県内 の、あるいは双葉郡の皆さん方と皆さん意見交換してくださいよ。お願いします。

茂木町長:よろしいですか。今、知事のご意見で、我々市町村長が直接という、ですから 我々は、今、知事からそういうお話お聞きしました。でも、この前から言ってるのは、国 のほうでなぜこういう形になったのかということ、それはだから今知事が言ったように、例えば双葉郡の皆さんがそんなことは絶対我々はだめですよという話をきちんとしています、首長さんも全部そうしています。こういう場でこういうお話をして、この件については、福島としては絶対そんなものは他県からこれ以上持ち込んでもらいたくないんですよというようなご意見があったんですかということを前、皆さん聞いてますよね、国のほうに。ですから、そういうことを我々は国のほうに求めていたんじゃないでしょうか。そういう回答がないんで、なぜそもそもこんなことになってしまったのか、今はもう見直せないのか、総理大臣の答弁もありました。ありましたけども、一体福島県と知事さんと、あるいは国と福島県の住民の皆さんと、どういう経過があってどういう話し合いをして、やっぱりこれはだめなんですよというお話があったんですかということを皆さん多分聞いてるんだと思うんですよ。それについて何かしっかりした回答がないんで、またぐるぐる戻ってしまうというようなことなんだろうと私は思います。

我々は、今知事から大変厳しいお言葉もありまして、我々もこれ、市町村長としては県と一緒になって責任はしっかり果たしていかなければならないという気持ちがありますが、ただその一方で、ぽんと我々に返されても、一体我々は、双葉郡のどの方とどういう首長さんとお話をしていいのかということもまだはっきりしませんし、また、他県の皆さんが、首長さんがこういう会議を持ってやっているのかどうかということも定かではないですね。ですから、そのあたりは私は、国のほうはそういうことも含めて、これはきちんとやっぱり言っていただければいいんだと思いますよ。それがないから、みんなが何かまたそもそも論に戻ってしまうんじゃないでしょうか。

この前もそうでしたけど、最後にいつも、知事さんがはっきりとこれはこうなんですよ と言ってる割には、国ほうできちんとそういう経過の説明がないから、突然降ってわいた ような話なんじゃないですかという話をみんながされてるんだと思います。

秋野政務官:今日は益子町長さんからもご提案、ご指示ありましたように、私どもとしてもしっかりとしたことが住民説明会等にも資する、そういった説明ができるような、そういった提示の仕方はしていかなくてはならないと思ってます。ですから、国としてはそういうことを、今お話をいただきましたように、そういう形で取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

その上で、ちょっと知事さんからのご提案につきましては、ちょっと。

茂木町長:よろしいですか。

秋野政務官:はい。

茂木町長:違うんですよ、少なくても、総理大臣までもが国会答弁で各県1つと言っているからには、それまでの過程の中で国にもきちんと地域住民の福島の皆さんとお話もした、福島の市町村長さんともお話をした、知事さんともお話をした、その中でこういうお話が出て、こういうことになっているからそういう答弁をちゃんとしたんですよという、そういうお話し合いの過程というのはどうなっているんですかというような話もこの前出たと思うんですが、そのことがはっきりと皆さんに示されないから、いや、まだ一部では福島に造ってもいいんじゃないかと言ってる人がいるんじゃないか、住民の中で新聞報道でそんな人もいるんじゃないか、だったらもう一度そういうことを考え直してもらってもいいんじゃないかっていう話が出てくるんであって、そのあたりのことをきちんとお話してくださいっていうことを私は言ってるんです。これからちゃんとやりますなんて、そこに至った過程をちゃんと皆さんに示してくださいと言ってる。

井上副大臣:ありがとうございました。前政権時代にいろんなやりとりがあったことは確認をしております。それに併せまして福島県、あるいは市町村、あるいは住民の方々とのそういったやりとりについては、相手方もあるものですから、その点についてよく確認をした上で、また説明をさせていただく機会を設けていただければと思っております。

ただ他方、知事さんからのご提案もありましたので、その点については、私が申し上げることではありませんが、ぜひお考えいただければと思います。

秋野政務官:よろしいですか。時間が大体20分ぐらい超過をいたしました。進行の不手際がございましたことをお詫びをしたいと思います。

今日いただきましたご提案につきましては、私どもについても再度議論のときにしっかりと準備をさせていただきたいと思います。また、候補地の選定手順、評価項目等についても種々ご提案をいただきました。時間が不足をして意見を聞く時間等が十分とれませんでした。追加等の意見がございましたら、後日お知らせいただきたいと思います。

■議事3 その他

秋野政務官:議事3、その他ですが、事務局から何かございますでしょうか。

事務局: ただいま秋野政務官からご説明いただいたところでございますけれども、追加的なご意見、ご質問等がございましたら、何でも結構でございますので、お忙しいところ大変恐縮でございますが、一応の期日といたしましては6月7日金曜日までを目途として、県の環境森林部の廃棄物対策課までご提出いただくことでお願い申し上げます。また改めて提出方法等については県からご連絡をさせていただきます。

秋野政務官: それでは、これで本日の会議を終了させていただきます。皆さん、大変お疲れさまでございました。ありがとうございます。